

# 巢林子作中に見える古代法

現代から見て往時はかうであつたかと、心付いた儘を摘出してその概要を叙述するに過ぎぬものであるが、また以て元祿—享保年間上方地方に行はれた法則の一環を窺はれよう。

## (一) 治安維持に就いて

### (イ) 五人組

女殺油地獄に、借つた金は二百匁、明日になれば手形の通り一貫匁で返す約束、それよりも悲しいは親兄の所はいふに及ばず、兩町の年寄五人組へ先づから「こたわる筈」と見えてゐる。五人組の名稱は何時代から始まつたか詳でないけれども、天文頃に既にこの稱があつた。盗賊・拘捕・辻斬などが頻にあつたので、治安維持の方法として五人組合團結の制を定め、組合相警めて罪惡を犯さないやうにし、若し罪惡を敢てする者があつたならば、その組合から告發せしめられたものである。かくて五人組は徳川時代治安擔保の機關として完備せる發達を遂げた。そして切支丹の禁止や浪人取締りや、また組合中から罪惡人を出さぬやうに警戒したのである。

### (ロ) 町年寄及町會所

淀屋出世瀧徳に、「遣ひ漬すの身持が悪いの一門一家町年寄庄屋まで觸れ歩いて、悪戯に封を付けさせて阿房者にしてくれた」と見えてゐる。町年寄は略して年寄とも云ふ、町内の公用雜事を掌る役である。町内の町人中で徳望あり資産ある舊家の者を公選し、總年寄

がこれを任命し、其任期は多くは三年で名譽職である。町年寄は何れも本業あれば、實際の町務は町代を置いて之に代りしめた。大阪舊時の町年寄は毎町一人で、小町は隣町の年寄が兼務したのである。町年寄は今の町の會議をなし、又毎月判形と云うて町内に住居せる者に戸籍帳に捺印せしめる時などに出頭する家を毎町に設け、これを町會所又は會所と稱した。

其他治安維持に關して自身番(その條辻番所(つじあんど)を見よ)などの設けがあつたことが見えてゐる。

### (ハ) 仲間組合

冥途飛脚に「若し盗賊が切取か道かちふつと出来心、萬々目目取られても十八軒の飛脚宿から辨へ、芥子程も細掛かけませぬ」と見え、「親父の代からこの家に金一匁催促せず、終に仲間へ難儀をかけず、十八軒の飛脚屋の鑑と言はれたこの龜屋」と見え、また今の判形は堂島のお屋敷の急用金、此金を散らしては身づくに母にぬかす願、十八軒の仲間から盜竊に來るは今の事、地獄の上の一足飛び、飛んでたもや」と見えてゐる。飛脚宿などは同業組合を作り、若し組合員の中に不届者ある時は

これを制誹告發するやうにし、顧客には損を掛けぬやうに組合から辨償したものである。

## (二) 刑罰に就いて

(イ) 強盜殺人罪を犯した大石川五右衛門は、三歳の人の子と共に逃返る袖の中に釜煎の鹽刑に處せられたことが傾城吉岡染に見えてゐる。幼兒に罪はなけれども連坐の處刑を受けただのである。

(ロ) 鐘の權三重帷子に、笹野權三と淺香市之進の妻さゝろとが姦通ならぬ姦通の罪に陥つた條に、「ええ是非もなし、最早この二人は生きても死んでも勝つた身、東に御座る市之進殿女房を姦された、後指を指されては御奉公は愚か人に、面はあはされまい。とても死ぬべき命なり、只今二人が間男といふ不義者に成り極めて、市之進に討たれて男の一分立てて進んで下されたら、なら察からうと又伏沈むばかりなり」と見えてゐる。人妻との姦通が内濟にされないで其噂が立つとは、姦夫姦婦とも生きてゐられないのである。これが公沙汰になつては姦夫姦婦一掃に縛られて馬に乗せられ、市中を引廻されて刑場の露と消え、其首は獄門に懸せられるのである。大經師普庵におさん、茂兵衛が姦通の罪を犯して悲しむ條に、「つくづく物を案するに、我は愚

の金性の刃にかかる約束か、わしは土性蠶の土何とて墓に埋まらず、遂に木性の木の空に屍を曝し名を晒し、なんど小歌に作られて強きおきめに染田口、獄上の水に名を流すおさん、茂兵衛が新精靈」とあるは即ちその嚴刑を受けねばならぬことをいふたのである。ただここに死なないで済む法は姦夫姦婦とも失脚して探出されなかつたらそれまでだが、さもなくば二人共に早く僧尼となることである。堀川波鼓に小倉養九郎が己が妻お柳の姦通事件を隠取つて、お柳の自害に止めを刺した後、身内の者どもの怒嘆に對していへる言葉に「さほど母姉兄嫁を大切に思ふ程ならば、なご前に衣を着せ尼にせんとて、命をばなせに賣うてくれざりし」と見えてゐる。心中萬年草にも、「假令親の敵でも出家は格別、在家となれば見遣しおかれぬ弟の敵とあるやうに、僧尼寺院は人命を繋ぐ上にも利用された一種の安全地帯であると思はれないでもない。紀州高野山、相州鎌切寺などは、こんなことに關して面白い史話を持つてゐる。

序云、さきが姦通ならぬ姦通と見始められた上は、眞の姦通となつて死なないとするのであるが、何故にその姦通でないことを立て通さないのか、それはさきの言葉に「跡に我我名を清めては、市之進は女敵を討誤り二度の恥といふもの」といふ理によつたのである。金に關して死ぬる者がなくは金で死なぬといふ程の、と死ぬる者がないかこつける元祿—貞享の世はこんな變態義理も適用したのである。

(ハ) 大經師普庵に、大經師以春の手代助右衛門が、相手代茂兵衛と旦那の妻おさんと姦通した其媒介をした下女玉の罪を玉の調人の赤松

梅詣に話す言葉に、「旦那外より歸りの門口、  
 擦り通うて手代の茂兵衛めが内儀おさん女郎  
 をそのかし走り出で、やれやれといふ内に  
 行方が知れぬ。内を詮議すれば玉めが腰所に  
 おさん女郎と茂兵衛が懸大體にて、玉めはお  
 さんの腰間に入りかはつて懸てゐた。然れば  
 主人の内儀の間男の媒介した玉めなれば同罪  
 は通れぬといひ、また赤松梅詣が玉を識して  
 覺悟を極めざる言葉に、「間男といふ浮名が立  
 つた二人の中へ、媒といはるる其方と三人密  
 つたそぶりなりとも人に見られたは、そりや  
 一つ穴のいたづら孤一所に密つたは搜こそ、  
 玉か媒でおさん茂兵衛が不義は極つたとい  
 ひ立てられては彌料が重なる、ことをよう  
 合點せ、つれなら當るはおおぢやぞ。この  
 事故にそちも憂き目の恥にあひこの如く預け  
 られた。然れば同罪は通れぬ」と見えてゐ  
 る。姦通の媒介をした者も姦通と同罪に取扱  
 はれて、酷刑に處せられたのである。

(二) 卯月の潤色に、おかめ・與兵衛の女夫が情  
 死を謀り、おかめは死して與兵衛は生確つた。  
 おかめの伯母がおかめの死を悲しみ、梓巫女  
 を頼んで死口を審せて語る言葉に、「心中の作  
 法にて死損ひし片片は試物になる」と聞く。與  
 兵衛が竈を養生し本腹したる其後に、試物に  
 なるならば伯母は何とならうぞや」といひ、  
 おかめの死口の筈に、「いやなら世間の心中と  
 それば違ひがあらかねの、金銀づくの勳の身  
 奪公人や主ある人、娘子などの添はれぬ仲、  
 うらたへ死なぬ心中は、人殺と同然の罪に沈  
 む世の作法。幼馴染のこち女夫比翼連理の  
 仲はよし、何に不足はなけれども内では誰が  
 點を打つ、大嫌の犬めらに懸り果てて死ぬる  
 身をいはば、面内自害とも心中の外の心中ぞ

や。町葉在所世間へもこの歎きを言ひかけて  
 與兵衛様の命を助け、道心出家させまして朝  
 晩回向が受けたやな」と見えてゐる。情死  
 を企てて生確つた片片は斬罪に處せられるの  
 であるが、面内の自害となれば故て其罪は問  
 はれなかつた。  
 外国の物品を密輸入する者は死刑に處せ  
 られるのである。博多小女郎波枕に「斯る所  
 へ檢非違使の某貴先立ち、此處役處に召捕つ  
 たる海賊軍旗城交り彌付ども一度に彼處へ引  
 来る。檢非違使一札押問ひ、囚人ども申聞  
 する程有難く承れ、一沖がかりの大船に諸  
 路を求め、波を落り水底を抜け船へ近付き暗  
 色を奪取りし事、國法を背く大罪武士に仰せ  
 て死罪あるべき所、當今御即位の細悦によつ  
 て死罪一筆勒免なり」と見えてゐる。これは  
 密輸入者毛剃九右衛門一味の者どもが召捕ら  
 れて、死刑に處せらるべきを大赦によつて死  
 一等を減せられたのである。

(ハ) 年貢納納者は水牢に入れられて苦しみを  
 受けるのである。丹波與作に、「小萬はらはら  
 涙にて、勳の身におぢやれの身は下の下とい  
 ふは、このこと。傍輩衆へも言はなかつた。  
 横田村の父様二石二斗の未進に、六十六で  
 水牢。男にも娘にも子にも進に、身ばかりな  
 り。しよざいこそ出女なれ、お大名へも知ら  
 れた關の小萬が父親を水牢では殺させず、姦  
 官するとて暇もらひ女子の身で代官所を秋納  
 まで調合せて、牢を出しは出したれども何を  
 まで調合せて、牢を出しは出したれども何を  
 小萬の父が酒納處分を受けて水牢に入れられ  
 たのを、小萬皆納の保證に立つて猶豫を願  
 ひ、父を水牢から引出しはしたるもの、さて  
 秋納の期日は追迫近付けども、皆納されよう

もなきを歎き悲しんだのである。  
 (ト) 町人家が莊園邸宅を構へ豪奢を盡す  
 は、禁制を犯した過分の所爲として、種種な  
 口實をまうけて用金を調遣し、家産の没收、  
 追放・關所などの刑罰を加へたものである。  
 火葬世無道徳に「江戸屋勝二郎」といふは石  
 住人江戸屋の勝二郎殿替名は鯉澤、十萬兩遣  
 うてもこちが百錢落いたとも思はぬ程の身  
 代」とありて、大富豪なるを示し、「鯉が、鯉  
 と飛んで出て、日頃馴染の茨木屋の吾妻をと  
 んと飛んで、明日は明日は八幡へ、今宵御  
 名残ぢやと并筒屋は大振舞、八幡へは知ら  
 ず并筒屋の庭から門まで長持で通られぬ。今  
 夜の物入りざつと積つて二百兩、搜も金は片  
 行な、ある所にはあるものか」とあるは、そ  
 の江戸屋勝二郎が遊女吾妻を誦出す豪奢の様  
 を示し、「料は何ぢや知れぬが、勝二郎は追放  
 で八幡は煮え、おれを見て来た。百兩や五  
 十兩はあれども取つて退かうか。なんのいひ  
 編笠さへ被せぬもの。誦出された吾妻とやら  
 はどうなる事ぞあつたらもの」と見え、「時に  
 向の堤の上大勢人の變く音、追放の人の作法  
 地を叩き、勝二郎を先に立て兩手を引張り、  
 聲をかけて追拂ふはいままいままいまままじ  
 し。憂き事知らぬ和子様の氣を奪はれ性根を  
 取られ、起きつ轉ん立足たず、橋本の宿外れ  
 三國塀の板橋にこそ着きにけれ。あらばなき  
 聲聲にて、サア此所よりおつ放す。京大坂淀  
 伏見塀をそへて住居は叶はず。背くに於ては  
 見合次第討棄て、何方へも失せ居れと口口罵  
 り歸りしは、疏實が島に捨てられし後寛僧都  
 もかくやらん」とあるはいふまでもなく江戸

屋勝二郎追放の有様をいうたものである。  
 (キ) 元祿一貞享時代の遊女町は一種の金融と  
 交際場裡の歡樂地であつた。官からも寛大に  
 取扱はれ、治外法權のやうな觀を呈してゐた  
 ので、階級制度嚴で官様の威迫に恐れてゐる  
 町人等は、遊里に於て思ふ儘に心を散布した  
 はけの眼を盡し、金銭を水のやうに散布して  
 遊樂したのである。そして巨額の金を消費す  
 る者が、約帳ともてはやされて幅を利かす外に  
 は、武士でも町人と同じやうに扱はれ、多少  
 無禮な行爲があつたのである。心中天の  
 網島に、「太兵衛が念佛佛くば南無あま堂を賣  
 らた、引すり入れたる姿を見れば大小くす  
 んだ武士の正眞、編笠越しにぐつと睨めたる  
 眞九目玉の敲鉦、念とも佛とも出でばこそ、  
 ハアアといへどもひるまぬ。なう小春殿、  
 こちは町人刀さいた事はなけれ、おれが所  
 に澤山な新銀の光には少少の刀も、控せめうと  
 思ふもの。鹿紙屋めが漆程程の薄元手、此身  
 すがらと張合ふは慮外千萬。櫻橋から中町く  
 だりぞめいたら、何處ぞでは紙屑踏つてく  
 りよ、皆おぢやおぢや、身振ばかりは男を  
 みがく町一杯にはばかかつてこそ歸りけれ。所  
 がら馬鹿者に構はず、武士の客」と見え、  
 女殺抽地獄に、「手に薙高女文持つて西の方か  
 らくる禿。これこれ物問はう、備前屋と申す傾  
 城屋はいつかた、其御内に松風殿と申す傾城  
 御存じなれば救へたべ、頼入るとぞかたは  
 るし。フウ仔細らしい物のいひ様。備前屋は  
 この家、西の端に戸のさいた客のある局が松  
 風様でございます。コレお侍様左の足上げさん  
 せ、ソレソレ又右の足も上げさんせ。フアよ  
 う上げさんした、いかい世話のと、なぶつて

ひんしゃん行過ぐる。所がらいて、人に馴れ、  
「工氣輕いやつと打笑ひ」と見えてゐるやう  
に、武士が無禮を加へられても笑うて濟すは  
遊廓内であるからである。

### (三) 旅行に就いて

舊幕時代旅行するには其所在地の名主五人組  
の手判を得て、開所の番人にそれを見て通  
過を許されたものである。丹波興作に、「白須  
賀ちよいと越えて、手判ごさるか振袖に、ヤ  
このこの新店今切」とある手判は即ちこれ  
を云うたものである。次に記したの、寶曆  
年間に書集めた開所留書一件の古寫本中に見  
える手判である。

二月 幾日  
箱根 何町何丁目誰店  
今切押切印也 誰  
同 誰  
幾日渡 何町家持  
根府川 誰

### (四) 相續に就いて

相續といふは家名家産を相續すること、主  
人の長男が法定の相續人である。生玉心中  
に、「機松は嘉平次が親繼にありとも氣もつか  
ず。エ工曲もない兄きの心、今ならでは申さ  
ぬが私が眼病もあの人ゆる。聞いて下さい  
る事か、おきはと其方と夫婦になれ、其代に  
家屋敷、商の、株共に親父の跡を繼がす、合  
點せいでいと、道ならぬこと耳かしましく、  
所詮私が死ぬるか木具にして下さいと、山上  
様へ願をかけられた御利生でこの病」と見え  
てゐる。これは一つ屋五兵衛の長男嘉平次が

法定の相續人であるが、さて相續するならば  
養女おきはと夫婦にならねばならぬを厭う  
て、弟の機松に相續を譲らうとする。兄忠  
の弟は兄の不身持を深く憂ひ、神に祈つて不  
具者とならうとするのである。

養子相續については心中重井筒に、紺屋の入  
徳兵衛が口入業の治右衛門を招いて金を借  
らうとし、徳兵衛の側女房ふさが口を添へる  
條に、「ヤア治右衛門様かお入りなされ。御  
資とひめて通りける。あれ女房ども、内内の  
汚右衛門様。そなたの判なり、銀貸さうと仰し  
やる。お目に懸つて置きやといへば書合せて  
やかの女。これはまあまあ御親類な。尤も  
家も商賣も私の物とは申しながら、子なかな  
したる仲なれば、もう今では尾財家財主の  
物を御座ります。かうお目にかかる上からは  
私が請合、深い事こそその家屋敷相應  
に三貫目や五十兩は貸して遣つて下さいや  
せ」と見え、大醫師昔藤に、岐阜屋道順の女  
おさんが大醫師以春に嫁いで、以春の手代茂兵  
衛と姦通したのを道順が悲しむ條に、「道順不  
覺の涙がくれ、ハア道順が未来も早知れた。  
〇〇〇〇の事なれば理を取つて家をつがする  
筈なれど、近年諸國の領もすまず家屋敷をも  
人手に預ける運毒の身、この跡を娘に渡し、苦  
勞さするはいまに、一代切に家を捨て嫁入  
させ大親心」と見え、卯月紅葉に、古道具商  
笠屋長兵衛の養子與兵衛が親の養ひの計略に  
違つて男の誓納めた讓状を奪去つたのを舅が  
怒る條に、「與兵衛めが在所へは戻らいで、  
町の會所の帳箱に込納めた讓状、身が使と偽  
つて取つて行んだと年寄からことわりがいら  
て来た。彼奴に讓る讓状取つて何になる事

ぞ。家を釋に振りをるか但はどうぞ公取だく  
みか」と見え、與兵衛の返答に「エ工根めし  
親父様、あの家屋敷家財まで私夫婦へ譲り  
約束なれば親子と存する故不祥の事も堪忍し  
て、心一ぱい勵めど何をされるもおお氣に入  
らず」と見え、長兵衛の返答に「おのれを  
町へ弘めしめて、出した讓状、身が目の、蓋  
がぬの内は、年寄行事も封を切らぬ書置を  
傳三が知らぬ筈がない。……ヲア成程身が  
判封の儘。只今披くこれ罷れ。……北久太郎  
町心齋橋表口五間半、裏ゆき町並武拾間、家  
財隠しず、頼お、與兵衛夫婦に譲り申し候。  
外より遅いけれども、如何。これ見しと見  
え、冥途の飛脚に、飛脚宿龜屋の養子忠兵衛  
のことをその友中の島八右衛門がいふ條  
に、「尤千兩二千兩の金をこつかり暫時の  
宿を貸すけれども、手金とは家屋敷家財か  
けて十五貫目、二十貫目に足らぬ身代。大和  
の親が長者でも龜屋へ養子にこそからは高  
知れた百姓」と見え、これらを綜合し  
て考ふれば、(1)養子は家名を相續し、そし  
て家産は妻の家名が相續し、(2)或は養子と  
家女との夫婦共同で家名家産を相續し、(3)或  
は養子が長女腹切に、半七の叔母が三代に榮  
る備前の脇指を左脇に突立てて半七を嗣まし  
た條に「刃物の祟も三代濟む。行末目出度う  
出世して親祖父の名字を繼ぎや」とあるやう  
に、我國に親祖父の國民思想として、家名は家産  
よりも重く視られてゐる。また家の主がその  
相續を死後に譲らうとする讓状は、家の主自  
身が判封を施して之を町内の會所に寄託し、  
その死後町内の町年寄行事等立書の上で封を  
開いたものである。

### (五) 縁組と離縁に就いて

養子に來るときは嫁入と同じやうに持妻金  
をしたもので、卯月紅葉に、「在所に嫁と雖も  
あり、數金してあの下種に使はれ親はな  
い」と見え、冥途の飛脚に、「この忠兵衛をそ  
れ程はげと思やるか。この金は氣遣ない八  
右衛門も知つて居る。養子に來る時大和から  
數金に持つて来た、餘所へ預置いた金身調の  
爲に取戻した」と見え、數金とは縁づ  
く時に鬻す金である。

妻は如何なる事情場合でも夫に離縁を迫るこ  
とは倫理の道に反することとして出来ないの  
であるが、義父は養子をも離縁する權能を  
有してゐるのである。卯月の紅葉に、古道具  
商笠屋長兵衛が養子與兵衛を放逐する條  
に、「日の内は外間悪し表をしめて遣出せと、  
おおろして情なく引出せば伯母、お龜なう今  
暫しと取付くをもぎ放し、門より外へ押出し  
藩戸をはたさしければ、内には妻の叫ぶ聲  
外に夫の忍び泣き、涙に曇る十七夜月に別れ  
て出でけり」と見え、心中の細曲に、舅  
五左衛門が治兵衛おさんの夫婦の縁を切る  
條に、「非人の女房には猶ならぬ、去狀書け書  
け。おさんが持参の道具衣類改めて封付け  
ん」と見え、  
離縁の時は結婚の時に持参した諸道具敷金  
をも附けて返す、子なら女親に附けて返すの  
である。違の權三重帷子に、淺香市之進の妻お  
さみが姦通罪を犯したによつて、おさみの嫁  
入道具及び娘おすてお菊を附けておさみの  
實家岩木忠太兵衛の宅に返送す條に、「岩木忠  
太兵衛立開前、淺香市之進方より小袖笠筒、

箱、籠籠、持、其外、髪入道具一式、種、重ね、不載人の諸道具返納と呼ばはり散して歸りけり」と見え、忠太兵衛夫婦これを受取つて慈歌に暮れる條に「葛籠籠籠箱引散し打碎き、海士の焚火と燃上り、……焼つたは長持一つ取分けて燃せ、開く二人の孫娘姉妹抱合ひ泣きまたり。祖父も祖母も夢心地、やれやれ危なや命衰加な孫どもや。若し火を付けたらよいか。……虎次郎はなぞ越されぬ。娘を母に附けるは離別の作法」と見え、心中天の網島に、勇五左衛門によつておさん、治兵衛夫婦の縁を切られ、おさんが勘太郎・お末の二愛子を置いて去る條に「生れて一夜も母が肌を放さぬもの、晩からは父様と寝ねしや。二人の子供が朝ぶさ前忘れず、必ず桑山飲ませて下され、なう悲しやといひ捨つる、跡に見捨つる手を捨つる、飯に夫婦の二股竹水き別れと見えたる。これは淺香巾之進おさみのそれと異り、勇五左衛門の怒によつて急遽におさん、治兵衛夫婦の離別を迫られたのであるから、おさんの嫁入道具に封付け九徳、二人の子も夫の許に其儘置き去り、これが處置に成つて了である。

當時は舞臺子でも入嫁でも假令夫妻仲が好くても、男から離縁を申渡されれば遂に之を拒むことが出来なかつた。また夫婦仲が悪くても、夫からは去状も書かず、男からも離縁を迫らなかつたならば、妻から夫を離縁するわけに行かないのであるから、こんな場合はどうしたらよいか、これに就ては十分ながららも生玉心中におきはの詞に「エ情ない嘉平次様。いやなもの私が無理に添はうといふにこそ、お前の心が不定で外一家になさる故、親仁様の御苦勞一つ屋の家も立ちませぬ。

(六) 手附に就いて

手附とは多くの場合に、契約を保證するに契約高の幾分かの内金を先拂ふことである。心中重井筒に「南の兄御の代に、願から出た好い桑金筒を抱へて、手附銀が遣りた」とある手附銀は、奉公人を雇入れる契約の手附銀である。心中又は次の朔日に「先度手附に一貫文渡し、今三兩三分相違は金六十目、銀十五匁合二百四十目、仕かけの代に引かない、此方の方は金が得、ちよつと一筆請取して出来た分下され」と見え、「手附取つて手形して、渡す段に變改して職人が立ちますか様子があるまで」と見えてゐる手附は踏踏の裏金の手附金である。手附の効力は契約を確實にする爲であつて、手附を取りながら契約を違背するはその人の信用を甚しく損ずるのである。手附を取つた以上は契約物に對してその所有者の自由處分權を制限するものであるが故に、手附には日限があつて、その日限までに手附出金者が契約を履行せねば、契約は解除されたものと手附金は流れるのである。心中天の網島に「それとも何とせん、半金も手附を打ち敷留めて見ると、小春が命は新銀七百五十匁含まさねばこの世に止む事ならず」と見えてゐる。これは小春を請出す新銀七百五十匁の才覚が出来限りは、今よしや半金も手附を打つて小

(七) 添状に就いて

添状とは爲替の手形のこと、即ち爲替證書または爲替證文である。其途の飛脚に「江戸若旦那より御状が来た。これお聞きやれと申す。來月十日の出の度金三百兩差上せ申すべく候。九日十日兩日の中申度飛脚の度上せ候間、金子請取次第の證文、忠兵衛方より右三百兩請取り、内申度候事ども埒明け申さるべく候。則ち飛脚の請取證文の度上せ候間、金子請取次第の證文、忠兵衛に渡し申さるべく候。これの通り仰下され」と見え、「中の島丹波屋八右衛門から来ました。江戸小舟町木間屋の爲替銀、添状は届いたが銀はなぞ届きませぬ。この中文を進じても返事もござらず、使を遣れば辭の菊の何時時届けさつしやるぞ。此書に渡して人を附けて下され、手形戻そと申さる。サア金子請取らうと立はだかつて喚きけると見えぬ。」「飛脚の請取證文」といひ「手形」といへるも添状のことである。添状には必ず受取人名宛の支拂約束、或は支拂委託の文書が記載してある。爲替金額の支拂はその添状と引替に行はれるのであつて、これも冥途の飛脚に「丹波屋の八右衛門請取りに仔細はないこれお袋、江戸爲替銀に受取りましたと立つ所を妙閑識と思ひてや、これ忠兵衛、仕切爲替の作法は金と手形と引替へ。若し御持参なきならば一筆ちよつと書かせませしや。物は念ぢやと書ひければ」と見えてゐる。

(八) 家質及二重家質附二重質

家質とは家屋敷の抵當證文を入れて金を借ることであつて、その約定期限までに借入金とこれに契約の利息を計算して返還すればよのである。若し返還しない時はその家屋敷は質流れとなつて、その占有と所有權は質主に移るのである。心中重井筒に「粗屋の徳兵衛

三度飛脚問屋は飛脚業者連帶責任の仲間組合を作り、その仲間の飛脚業者が添状に對して支拂をなさぬ時は、仲間組合からこれが證議を遂げて、その支拂をも仲間組合が負擔したものである。このことも冥途の飛脚に「若し盜賊が切取道からふつと出来ぬ、萬萬目取られても十八軒の飛脚宿から辨へ、并子程も御損かけませぬお氣遣あらね」と見え、「親父の代からこの家に金一匁の催促傳、終に仲間へ難儀をかけず、十八軒の飛脚屋の鑑といはれたこの蠱屋」と見え、「今の身は堂島のお屋敷の急用金、この金を散しては身の大事は知れた事。随分遣へて見れば、友女郎の眞中可愛い男が恥辱を取り、そなたの心の無念さを晴し度いと思ふより、ふつと金に手をかけてもう引かれぬは男の役、かうなる因果と思つた。八右衛門が面付直に母にぬかす顔。十八軒の仲間から證議に来るは今の事。地獄の上の一足飛、飛んでたもやとばかりにて縛附て泣きければ」と見え、「幾近近國に追手かかり、中にも大和は生國とて、十七軒の飛脚問屋は應徳古手屋、節季、辰に化けて、家家を規の機開、給言と、子供に給をぬらぶて口をむしりや良の鳥、網代魚の如くにて連れられたるなき命なり」と見えてゐる。

殿は二なたかと、年配なる人體なり。ヤア治右衛門様かお遣入りなされ。細兎といひて通りける。あれ女房ども、内内の治右衛門様。そなたの判なら銀貸さうと仰しやる。お目に懸つて眞まきやといへば言合せてや彼の女。これなままあ細懸親な。尤も家も商賣も私の物とは申しながら、子かなしたる仰なれば、もう今では屋財家財皆主の物で御座ります。からお目に懸る上からは私が請合、深しい事こそこの家屋敷相應に三貫目や五十兩は貸して遣つて下さいやせと、つまづま合せの辯舌に口入食うた額付にて、アアアこれには及ばぬ事ながら、徳兵衛殿は入家と聞く、から致せば後のため又も用を聞かうため、サア判をなされよと手形を出せば、徳兵衛懸引寄せ、これそなたの判。さらばまづ私と互に印判明白なり。丁銀四百目包の通り吟味なされと受取り渡し、もう暮れまするお暇申そ。ちとお盃致しまして。重ねて重ねて預けます、さらばと言ひてぞ歸りける」と見えてゐる。當時は借用證文も貸主が書いたもので、借主はそれに印判を捺して渡せばよいので、まことに印判が物云ふ世の中である。家屋敷を二重に抵當に入れるを二重家賃といひ、嚴禁されたもので、これをなした者は犯罪人となつて牢獄に投ぜられたのである。大經師菩薩に、「父様の方に面倒なことが出来て來て談合したいといふこと。恥をいはねば理か聞えず。知りやる通りの御身代、下立賣の屋敷敷を町衆の加判で一昨年三十貫目の家賃に入れたげな。それでも昔の株の家、物入續いてこの春又町へも懸し、内蓋で八貫目の賃に入れたを前の銀方が聞付け、それとはなしにこの月の三日限りに家渡すか銀立つるか、

返事次第に五日には目安上げると、足もとから鳥の立つやうに俄に町へ届けたといひ。いとしや父様の家渡すも大事ない、目安つけるも構はぬが、家一軒を兩方へ賃に入れたが懸れてはこの般草屋道順が一分か廢るとほろほろ泣いてござるげなと見えてゐる。「それとはなしに」とある詞に二重家賃を内済にする意が知れるが、心中重井筒には父親がお房を二重賃にしたことを記して「私が京の父様よしい、昔の請に立ち、明日限りに銀立つねば私をやる」との判ぢやげな。私は爰へ身を賣つて先から速に來た時は二重賃二重判、牢舎は鏡にかけた事」と見えてゐる。大經師以春の家には茲通から起つた大悲劇も、お房徳兵衛の情死も、蓋しこの二重家賃二重賃がその一大原因をなしたものである。以上は某林子中に見える古代法の概略を記したに過ぎないが、なほ精細に調べれば面白く思はれるものが少くないのである。